

(4)

南陽小学校いじめ防止基本方針

「いじめはどの子にも、どの学校・学級でも起こりうるものであるが、人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という認識の下、全校児童に「いじめは人間として絶対に許されない。」と認識をもたせ、「いじめのない明るく楽しい学校」をめざして「いじめ防止基本方針」を策定した。

光り、輝く、チーム南陽小

～1600万℃ある内部からの光、輝き～

「考えよう、語り合おう」

<自分で・みんなで・楽しみながら・最後まで>

<問題は何か・どうすればいいか・結果はどうか・次はどうか>

いじめ対策委員会

◇「いじめ対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。

◇構成員・・・校長 教頭 教務主任 養護教諭 生活指導主任
学級担任

◇定例会・・・ロングの子ども連絡会 毎月1回実施
ショートの子ども連絡会 毎週1回実施

専門家・外部関係者

◇スクールカウンセラー

◇学校サポーター

◇学校評議員

◇民生委員

◇スクールソーシャルワーカー

P T A ・ 地域との連携

- ・定期的な意見交換や情報交換の設定
- ・いじめ防止や家庭教育の大切さについての広報・啓発活動による連携の深化

関係機関との連携

- ・市教委、教育研究所、子育て支援課等の行政機関との迅速な連絡・相談等の連携
- ・保護者へ医療機関、相談機関等の紹介
- ・警察署・交番との協力・連携

児童会

- ・年間を通して人権尊重への取組
- ・いじめを防止するための運動

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止・・・いじめの起きない学校づくり

- ① 校内指導体制の確立
- ② 教師の指導力の向上
- ③ 人権意識と生命尊重の育成
- ④ 道徳実践力を培う道徳教育の充実
- ⑤ 自己肯定感・自己指導能力の育成
- ⑥ 家庭・地域社会・関係機関との連携強化

いじめの早期発見・・・児童の変化を見逃さないように、アンテナを高く保つ

- ① 教職員による観察や情報交換
- ② 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
- ③ 教育相談体制の整備(校内委員会,いじめ対策委員会)
- ④ 地域や保護者からの情報の収集
- ⑤ 相談機関等の周知

いじめに対する措置・・・被害児童を守り通し、加害児童には毅然として対応する

- ① いじめの発見や相談を受けたときの対応
- ② いじめ対策委員会等の組織的な対応
- ③ 被害児童及び保護者への支援
- ④ 加害児童への指導及びその保護者への助言
- ⑤ 集団への働きかけ

重大事態発生時の取組

重大事態とは自殺、傷害、金品等の被害、精神疾患の発症、不登校、保護者からの重大な申出等があった場合

- ① 重大事態が発生した場合長崎市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、事案に対する組織を設置する。
- ③ その組織を中心に事実関係等の調査の実施・報告等の内容を検討する。
- ④ いじめを受けた児童・保護者、いじめを行った児童・保護者へ情報の提供を適切に行う。

いじめが発生した場合の対応 (フロー図例)

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生徒指導担当へ報告

→
直ちに報告する

教頭・副校長・校長への報告

- 速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会



関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童生徒からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童生徒への継続した支援

- 被害児童生徒を守り通すとともに、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ※「学校教育相談の手引き」8～10ページ参照

加害児童生徒への継続した指導

- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめチェックリスト

(1) いじめられている子どもが発するサイン

①からだや衣服

- 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- 傷やあざがあるのか、腕や足、首などを隠そうとする。
- 頭痛、腹痛、吐気を訴え、保護者や職員室への出入りが頻繁である。

②しぐさや態度

- どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- 元気がない、浮かない顔をしていることが多い。
- 教師と視線を合わせようとしない。
- 何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。

③友達との関係

- 周りの友達に異常なほど気をつけているように見える。
- 人のいいなりになっているように見える。
- 今まで付き合っていたグループから急に離れた。
- 交友関係が急に変わった。
- 嫌なあだ名で呼ばれている。
- 特定の子どもば席に誰も座ろうとしない。席の周りが開いている。ゴミが散乱している。

④生活面

- 納入金などを急に滞納しはじめた。
- 机やかばんの中などが荒らされている。
- 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きされている。
- 学級写真などの顔にいたずらされている。

(2) 学校生活場面でのチェックポイント

①学級の雰囲気

- グループにしかわからないあだ名で特定の子どもを話している。
- 全体的にやる気がなく、行事などでも盛り上がらない。覇気が感じられない。

- 教師の話や指導が空回りしているような雰囲気がある。

- 教師が教室に入ると教室外に出たりするなど、教師が避けられがちになる。
- 特定の子どもが当番活動や係活動を何度も担当し、役割交代が見られない。
- 休み時間など、特定のグループが校内の特定場所に集まる。
- ひそひそ話や陰口が多くなり、お互いにそれを気にする雰囲気が感じられる。
- 特定の子どもがグループから離れて一人で行動するようになる。

②授業時間

- 一人で遅れて教室に入ってくるが多い。
- よい発言や活動をしたのに賞賛や評価が得られない。
- 特定の子どもが発表すると笑いや冷やか、また無視がある。
- 体育の授業などで、特定の子どもにボールが回らない。
- 一人で活動することが多い。

③休み時間

- トイレなどに閉じこもりがちである。
- 階段の上り下りを繰り返すなど、一人で時間をつぶしている。
- 体育館の裏やトイレ、物陰など、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- プロレスごっこなどでいつもやられ役になっている。
- 友達とふざけあっているが、何となく表情が暗い。また薄笑いを浮かべている。
- 特別な用事もないのに職員室や保健室、図書室などにいることが多く、一人になりたがらない。

③放課後

- 友達というより教師と話したがる。(自分のことは語ろうとしない)
- 特定の友達と一緒に帰るが、なんとなく浮かない顔である。

5 年間活動計画(研修計画も含む)

月	活動内容	月	活動内容
4月	学校・学年目標の設定 いじめ防止基本方針の理解 いじめアンケート実施・面談	10月	いじめアンケート実施・面談
5月	いじめを生まない学校づくり・早期発見の取組 いじめアンケート実施・面談	11月	人権教育の強調月間 いじめアンケート実施・面談
6月	いじめアンケート実施・面談	12月	2学期の振り返り・いじめアンケート実施・面談
7月	1学期の振り返り・いじめアンケート実施・面談	1月	道徳・特別活動の取組・いじめアンケート実施・面談
8月	面談・対応 校内研修(カウンセリング等)	2月	いじめアンケート実施・面談
9月	いじめを生まない学級づくり・いじめアンケート実施・面談	3月	1年間の振り返り・いじめアンケート実施・面談

6 様々な相談機関

相談機関	電話番号	相談機関	電話番号
長崎こども・女性・障害者支援センター	844-5132	親子ホットライン	0120-72-5311
こども総合相談(子育てサポート課)	822-8573	心の電話	847-7867
長崎教育研究所教育相談	0120-556-275	子ども・家庭110番	844-1117
長崎市少年センター	825-1945	長崎いのちの電話	842-4343

